

S
B
7

昭和五年三月

給料被傭者の就業時間問題

国立保健医療科学院蔵書

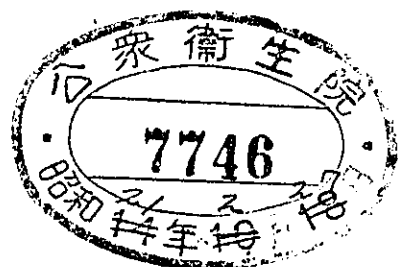
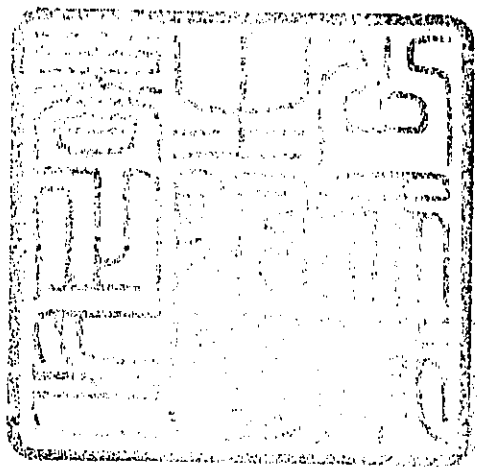


10012124



社
會
局

S
B
7



凡 例

給料被傭者就業時間問題は第十三回及第十四回國際勞働總會の會議事項の一となつてゐるので國際勞働事務局は總會に於ける討議の參考資料として各國に於ける本問題の狀況を調査したる報告書を總會に提出したが此調査は各國の給料被傭者就業時間問題の現状を知るには極めて有益なる資料となるものである。仍つて茲に之を翻譯して印刷に付することゝした。

昭和五年三月

社 會 局

7746

給料被傭者の就業時間問題

目次

第一章 法律及慣行の一般的觀察	一頁
第一節 規制の起源及發達	一
第一款 立法に依る規制	五
第二款 團體協約に依る規制	一三
第二節 現行法令の一般的性質	一四
第一款 二種の現行法令	一四
第一目 筋肉労働者及給料被傭者に等しく適用する法令	一五
第二目 給料被傭者のみに對する特別法令	一八
第二款 現行法令の構成	一九
第三節 關係ある給料被傭者の數	二五

昭和10年10月27日
川上理一先生
贈
厚生省研究所

第二章 現行法令の適用範圍

第一節 施設物に依る限定

第一款 一般的限定

第一目 一切の商業的施設物

第二目 店 舗

第二款 施設物の種類の列挙に依る限定

第一目 従業員が主として事務所の事務に従事する施設物

第二目 工業的たると同時に商業的たる施設物

第三目 病者の豫防及治療の爲の施設物

第四目 其他の施設物

第三款 管理の公的又は私的性質

第二節 給料被傭者の資格に關する限定

第一款 「給料被傭者」の定義

第二款 給料被傭者その者を舉ぐることに依て適用範圍を限定する法令

第三節 除外の標準

第三章 正規労働時間

第一節 労働時間の決定要素

第一款 時の要素(時間)

第二款 労働の要素(労働の性質)

第二節 労働時間の最長限度

第一款 施設物の種類に依る適用

第一目 一般商業的施設物

第二目 店 舗

第三目 従業員が主として事務所の事務に従事する施設物

第四目 工業的たると同時に商業的たる施設物

第五目 病者の豫防及び治療の爲の施設物

第六目 其他の施設物

第二款 給料被傭者其の者に對する適用

第三節 労働時間の配分

第一款 正規の配分

第一目 日及び週	八五
第二目 土曜日半休又は之に相當する休憩時間	八六
第二款 其の他の配分方法	八八
第四節 損失時間の填補及び超過時間に對する補償	九一
第一款 損失時間の填補	九一
第二款 超過時間に對する補償	九四
第五節 概 要	九五

第四章 除外例

第一節 法律規定	九八
第二節 認めらるゝ除外例の種類	一〇〇
第三節 超過時間	一〇三
第一款 總 說	一〇三
第一目 條 件	一〇三
第二目 超過時間の分類	一〇四
第二款 超過時間に關する條件	一〇六

第三款 超過時間に對する給與	一二二
第四節 超過時間に關する條件の概要	一二三
第一款 理 由	一二三
第二款 許可の形式	一二五
第三款 超過時間の團體的又は個人的性質	一二七
第四款 限 度	一二八
第五款 超過時間の報酬	一三一
第五章 實施的措置	一三四
第一節 立法的措置	一三四
第一款 時間表及び記録簿	一三五
第二款 刑 罰	一三八
第三節 團體協約	一四三

附 錄

一、「メキシコ」	一五二
二、北米合衆國	一五七

給料被傭者の就業時間問題

第一章 法律及び慣行の一般的觀察

第一節 規制の起源及び發達

給料被傭者なる一般的集團の労働時間が規制の對象となつたのは労働法制史上比較的最近のことである。尤も時として特に悲惨な労働状態に在つた彼等の或る部類例へば商店員の爲めに折々法律が制定されたのは事實であるが斯る立法は常例と云はんよりも寧ろ例外であつて、一切の給料被傭者に適用する立法的措置が多數の諸國に採用さるゝに至つたのは僅かに最近のことである。給料被傭者が筋肉労働者に比較して不利な地位に在る主要な原因の一つは彼等は極めて多くの種類の業態に散在し頗る多くの種類の労働に従事してゐるといふ事實である。これらの事情は一つとして労働組合組織に依る利益集團を創造することに資するものとは云はれない。

たとひ今日では何人も給料被傭者の労働時間を制限する必要があることを争はないとは云へ、それは次に述べる過度の労働時間の結果に付ての簡單なる記事より知らるゝ如く常に必ずしも然うではなかつ

た。併し制限的法令の必要なることは今日では一般に認められてゐるところであるから今更斯る法令の存在が正當なることに付て辯明しようとは思はない。茲で必要なことは斯る法令が多く國に於て採用さるゝに至つた運動の歴史に付て若干の特徴を喚起することである。

十九世紀末葉頃から店員は労働時間の法律上の短縮を何等の疑惑なく企て得べき労働者階級の一つとして一再ならず擧げられた。立法の必要が大いにあるのは確かに商業の如き規制に従つてない職業であるといふことが指摘された。そして幾多の著者は少くとも地方的商人——理髪店、藥種屋、肉屋及び其の他の小賣商について斯る規制の存在せざることの適切な理由を見出すことが出来なかつた。兎も角も過去半世紀間に諸々の國に於いて且色々の時に特別の調査が行はれたが、右の調査は何れも給料被傭者に課せられた労働時間が長いといふことに關し一切の方面から一般的證明を爲した。一八八三年に英國で店舗時間改正期成同盟 (Shop Hours League) の手に依つて行はれた調査に依れば、被傭者の二十五「パーセント」は一週九十時間就業し、五十「パーセント」は八十時間就業し、八十時間以下のもは二十五「パーセント」に過ぎなかつた。その後十年經つて獨逸で行はれた調査は公的のものであつたが、それに依れば、被傭者の八十一「パーセント」は一日十二時間以上労働し、そのうち半数は十四時間以上労働してゐることが分つた。「ストックホルム」に於いては一九〇七年に二千六百九十一の店舗中僅かに六「パーセント」が一日の開店時間十二時間以内であるといふことが分つた。又瑞

西に於いて一九一〇年の瑞西小賣商人組合 (Swiss Retail Traders' Association) の手に依つて行はれた調査に依れば、商業的企業に於いては長き時間労働するの事實を確認し且つ又その時間は地方及び業務の性質に従つて著しく異なることを示した。

労働時間を短縮することに付ては多くの賛成議論が出たが、こゝではたゞその内の主要なものを擧げておかう。例へば營業の行はるゝ場所は特に小企業のところでは屢々不健康的で尙ほ労働時間は一般に長いといふことが指摘された。此の點に付いて店舗時間改正期成同盟會長「トーマス・サザースト」氏は一八八四年に次ぎの如く述べてゐる。「余は店舗に於ける労働が不愉快な仕事だとは思はないが、相當な時間の間は健康的且つ愉快な仕事であつても餘り長い時間續けると退屈な有害なものとなる」と。又屢々店員は閉店後商品を列べたり店を整頓したりするため一時間又はそれ以上残つて居り従つて彼等の労働時間は延びる。そして大商店に於ける労働は小商店に於ける労働に劣らず骨が折れる。一九〇七年に發行された八時間制に關する一著書に依れば「これらの被傭者の労働狀態を親しく見た人々にとつては彼等は疑もなくうそ詐りのない過勞に陥つてゐる。誰でも彼等は終日お客のべら棒な希望や氣まぐれを満足させるため氣を配つてなければならぬといふことを知らなければならぬ。一人のお客が濟んだかと思ふと直ちに他のお客に應對しなければならぬ。又屢々同時に數人のお客に應對しなければならぬことがある。彼等は始終立つてゐて遅く迄絶えず變つてゆく群集の裡に動き廻

つてゐなければならない。そして彼等の力を附けるものとしては塵埃と臭氣とに満ちた不快な空氣だけである。斯る事情に於いて行はるゝ労働は大なる抵抗力を必要とし、非常なる精力の消耗を伴ふものであるから無事に堪へ得る者はほんの僅かな人々に過ぎない」。(註) 小店員、陳列場員、理髮師、藥屋、食料品店及び料理店の被傭者其の他多くの種類の被傭者に付ても亦労働状態は同様に困難であつた。

(註) Marcel Lecoq, Doctor of Law, Doctor of political and Economic Sciences, La journée de huit heures (at p. 68), Paris, published by Marcel Rivière.

婦人及び年少者特に兒童はかゝる労働状態の悪影響を感ぜざるを得なかつた。有名な婦人病の専門家「ローンン、テート」氏は「サーザースト」氏に送つた手紙中にかう述べてゐる(註一)。「大きな病院での経験よりして、余は、年若き婦人が従事する長き労働時間は彼等の健康に極めて有害であると云ふことが出来る」と。又開業醫「リチャードソン」博士は一八九〇年に王室衛生學會で演説したうちに於いてかう述べてゐる。「かゝる状態に於いて行はれる店舗での労働は男女を問はず二十一歳未満の者にとりては身體の機關の生長及び自然的發達を害するが故に必然的に有害なる影響を及ぼすものである。婦人にとりてはその害たるや彼女の子孫にも及ぶ底のものである。……余の意見では八時間労働は商店で行はるべき最長時間である」と(註一)。更に佛蘭西では「ボール、ベルト」博士が一九〇三年にかゝる労働状態の不幸なる結果を高唱した。(註二)

(註一) S. Webb and H. Cox: The Eight Hours Day. (at. P. 68)

(註二) Dr. Paul Barhoi: Raccourci de médecine sociale et professionnelle. Paris, 1903



本問題を解決することが如何に重要であることを示さんため、「ウエッブ」及「コックス」の兩氏は其の有名な著書のうちで英吉利のみでも一八九一年には百二十五萬からの方が店舗で労働して居り、そのうち恐らく少くとも百萬は被傭者であると指摘してゐる。

第一款 立法に依る規制

法律上の規定によつて上に述べたような事情を矯正するため、或る國では過去七十五年間、又他の國ではもつと短い期間、色々の方法で努力するところがあつた。例へば婦人及び兒童の労働時間を制限するため幾多の立法が制定された。これらの法律は店舗に對し一定の閉店時間を定めた(註)。或る場合には一般給料被傭者に對し、二個の連続せる労働日の間の最短休息時間を定めた。或る國では日曜日の外に毎週半休日と與へることを強制した。最後に商業的の又は類似の施設物に於ける被傭者に付いて實労働時間の最長限度を定めた。差し當つては、法律上の規定の發達をたどらんとせば、婦人及び兒童の労働時間を夫れ夫れ一日に付十時間及び八時間と定めた(店舗に於ける一切の婦人及び少女の労働時間を一週五十二時間に短縮したのは一九一一年以後のことであつたが)一八八四年の「タヌ

「マニア」の法律より始めれば充分である。

(註) "Shop Closing Legislation in European Countries." International Labour Review, Vol. XVIII, Nos. 1 and 2, July and Aug. 1928

一八八六年に於いては、英吉利の店舗時間規律法は十八歳未満の年少者に付て一週七十四時間以上使用することを禁じた。其の後、一九〇四年の法律は地方官憲に對し閉店時間を定め且つ一週に一日午後一時よりも早くなき時刻に於て閉店することを命ずる權限を賦與した。その後一九一一年十二月六日の法律は一週に一日午後一時三十分閉店することを強制した。

一八九一年に於ては、「ニュー・ハンプシャー」州(北米合衆國)は關係當事者間に反對の協約なきことを條件として十時間制度を採用し、その後他の若干の州も同様の規制を設けた。

一八九六年には、「グリーンズランド」(濠洲)の法律は店舗に使用せらるゝ婦人及び十六歳未満の年少者に付て一週五十二時間制を設けた。一九〇八年には一切の店員に對し五十三時間の制限を定めた。

一八九九年には、「ケープ・コロニー」に於て、店員は毎週半休日を與へらるゝ權利を得、又一九一五年には商業使用人の労働時間は一週五十二時間に制限された。

一九〇三年には、瑞西の「アールガウ」州で食事のための中斷時間及び二個の連續せる労働日の間の休息時間を定め、後者の時間は店員に付ては十時間以上、宿屋及び旅館に於いて使用さるゝ者に付ては

八時間と定められた。一九〇四年には、新西蘭に於て、一週五十二時間以上店員を使用することが禁ぜられ、毎週一回の半休日が強制された。一九一〇年には、旅館及び料理店に於ける労働時間は十六歳以上の男子に付ては六十二時間、その他の被傭者に付ては五十八時間に制限された。

一九〇五年には、「ナタル」に於て、勅令を以て肉屋及び麵麭屋その他に付て一週五十四時間の最長限度が定められ、そして一九一八年には其の他の店舗に擴張された。

一九〇五年には又「ヴィクトリア」(濠洲)に於て、都市地方の店舗に付て、そして又一九一五年には一切の店舗に付て、一週五十二時間制が強制さるゝに至つた。

一九〇六年には、露西亞に於て、商業的企業、倉庫又は銀行での取引を一日十二時間に制限した。一九〇八年には、「トランスヴァール」は店員のため一週五十四時間制を採用した。その翌年の始めには、瑞西の「バーゼル」州で「宿屋に於て使用さるゝ者の超過労働」を禁じ、休息時間の最低限度を定めた。同年に、「ノヴァ・スコチア」では、店舗に於て使用さるゝ年少者の労働時間を一日八時間(土曜日四時間)に制限した。

一九一〇年には、澳地利で休息時間の最低限度を定め、同年に「オランダ」自由國では労働時間を一週五十四時間に短縮し、又「ニュー・サウス・ウェールズ」では兒童に付て五十二時間制を確立した。

一九一一年には、華盛頓州で商業的企業に於ける婦人のため八時間制を適用した。その後二年して「ボ

ルト、リコ」は一日八時間、一週四十八時間の最長限度を採用した。北米合衆國のその他の州も亦之と前後して婦人及び兒童のため労働時間を制限したが一般的には一日の最長限度は八時間を超えてゐる。

一九一二年には、瑞西の「ティチノ」州で一日十一時間の最長限度を定めた。

一九一四年には、巴奈馬共和國が筋肉、非筋肉を問はず一切の労働者のために八時間制を定むる法律を制定したが、同國は此の種の法律を制定した最初の國であつた。一九一五年には葡萄牙が此の例に倣ひ、商業的企業に付て十時間（二時間の休憩時間を含む）の最長労働時間を、又銀行、株式仲買店及び事務所に付て七時間の最長限度を定めた。一九一五年には「ウルグアイ」及び「メキシコ」の「ユカタシ」州が、そして又一九一六年には「エクアドル」が一切の労働者のため四十八時間制を採用した。一九一六年には又「メキシコ」の「コアウイラ、デ、サラゴサ」州が事務所及び商業的企業に對し九時間制を採用した。

この時代から、八時間制の運動は次第に勢力を得た。一九一七年に、芬蘭及露西亞は一切の商業的及工業的企業に付て之を採用した。次で一九一八年に、亞爾然丁の「メンドサ」州と「メキシコ」の「チアパス」州及び「ヴェラ、クルース、ヤヴェ」州が之に倣つたが、是等の州では何れも一切の労働者に對し區別なく八時間制度を適用した。「ペルー」も婦人及年少者にのみ適用する法律を採用し前者に付ては一週四十五時間、後者に付ては一週三十三時間と規定した。波蘭は工業及商業に一樣に一週四十六時間

制を實施し又「チエッコスロヴァキア」は一切の労働者に付て一日八時間一週四十八時間制を設けた。

斯くの如きが大戰争の終熄せる頃に於ける労働時間の法的短縮に關する状態であつたが、此の状態は戦後に採用された新しい且度々の立法に依りて著しく力強く發達した。この戦後の立法の特徴としては、それが屢々給料被傭者の全部又は兎に角その大多數を網羅してゐるといふことである。尙ほ、それは通常一日八時間一週四十八時間制を確立した。

一九一九年には一切の給料被傭者又は少くとも商業的企業若は店舗に於いて労働する被傭者の労働時間は次ぎの諸國に於いて法的規制の對象となつた。即ち獨逸（一切の給料被傭者）、亞爾然丁の「コルドバ」州、奧地利、勃牙利、西班牙、「メキシコ」の「ソノラ」州（一切の労働者）、芬蘭（四十七時間——商業使用人に付てのみ）、佛蘭西（工業的及び商業的施設物）、葡萄牙（工業的及び商業的施設物）、「ルクセンブルグ」（私的被傭者）、「ナタル」（一切の店舗——新法）、和蘭（一切の企業）是れである。

一九二〇年には次ぎの諸國が同様の措置を執つた。即ち「メキシコ」の「コアウイラ、デ、サラゴサ」州（新法）及び「シナロア」州（一切の労働者）、西濠洲（工場及店舗）、新西蘭（店舗及び事務所——新法）、瑞西「バーゼル」州（新法——聯邦法に依りて含まれざる一切の職業）是れである。「コスタ、リカ」に於いては筋肉労働者に對し一日八時間制を、又商業的施設物に於ける被傭者に對し十時間制を定めた。その後に付ては新しき國は左の如くである。

一九二二年——白耳義(工業的及商業的施設物)、「メキシコ」の「ミチョアカン、デ、オカンボ」、「ブエブラ」及び「ケレタロ」州、亞爾然丁の「サルタ」州(何れも一切の労働者)。「グレナダ」及南西「アフリカ」の法律は店舗のみに適用し且つ夫れ一週の労働時間を六十時間及び五十二時間と定めた。

一九二二年——「ラトヴィア」(一切の労働者)、「メキシコ」の「チウアウア」、「ヅランゴ」サン、ルイス、ボトシ」の諸州(何れも一切の労働者)、「セルブ、クロアート、スロヴェーヌ」(一切の労働者)、「ロシア」(労働法典——一切の労働者)。「ジブラルター」では店員の最長労働時間は一週六十六時間と定められた。

一九二三年——亞爾然丁の「サルタ」(新法)、「サン、ファン」、「サン、ルイス」及び「ットクーマン」の諸州、「メキシコ」の「ハリスコ」州(一切の労働者)、伊太利(一切の種類の工業的及び商業的施設物)、瑞西の「グラールス」州(聯邦法に依りて含まれざる一切の職業)。「トランスヴァール」では新法を以て店舗に於ける労働に付て一週四十八時間制を定めた。

一九二四年——亞爾然丁(婦人及兒童)、「メキシコ」の「カンチエ」及「ヌエヴァ、レオン」の諸州(一切の労働者)、「ボリヴィア」(一般給料被傭者——最長限度十時間)、「オレンデ」自由國(店舗——新法五十二時間)、「ジャマイカ」(店舗)。

一九二五年——「メキシコ」の「コリマ」、「イダルゴ」及び「ナハリト」の諸州(一切の労働者)、智利(一般給料被傭者)、丁抹(兒童及年少者)、「ケニア」植民地及保護國(店舗——五十時間)。

一九二六年——「グアテマラ」(工業的及び商業的施設物)、「メキシコ」の「オアキサカ」州(一切の労働者)、希臘(店舗——各種の最長限度)、南濠洲(店舗——五十二時間)。

一九二七年——「メキシコ」の「サカテカス」州(一切の労働者)、亞爾然丁の「サンタ、フェ」州(商業的及工業的施設物)、「サルヴァドル」(一般給料被傭者)、「メキシコ」聯邦地域(商業的施設物)、「ニュー、ヨーク」州(婦人及兒童)。「ロシア」では一九二二年以降各種の被傭者(郵便、電信及電話事務に於ける被傭者、速記「タイピスト」、公衆衛生被傭者その他)の労働時間を定むる一聯の規則を公布したが次いで一九二七年十一月十九日の規則は公署、商業及出版業に於ける被傭者に労働法典を適用することを規定した。

一九二八年——「ヴェネズエラ」(九時間)及び「エクアドル」(何れも工業的及び商業的施設物)。同年に羅馬尼亞労働大臣は最高労働會議と協定したる上一九二八年四月九日の法律の労働時間に關する規定を商業的施設物に擴張するの權限を賦與された。

上に概述した處より給料被傭者の労働時間を短縮するの運動の先驅者は不列顛の一部を構成せる諸國であることが明白である。是等の諸國は本問題を直接に取扱ふ立法を制定し且つ最も短き最長限度を定めた最初の國である。尙ほ是等の諸國の多數は週休日の外に半休日の規定してゐる。是等の立法は屢々店舗のみに適用され且つ往々店舗に使用さる婦人及び兒童にのみ採用されることは事實なる

も、又一般商業的企業に適用する多くの場合もある。

他方歐羅巴に於いては、少くとも大戦争の終熄する迄は極めて少數の國が労働時間に對し直接の制限を加へてゐたに過ぎない。歐羅巴の方法は寧ろ(一)二個の連續せる労働日の間の最短休息時間、及び(二)休憩時間の長さを定むることであつた。「ロシア」又は瑞西の「ティチノ」州の如く労働時間を直接に制限した處でも猶ほ一日の労働時間は十一時間乃至十二時間に達してゐた。

一九一四年以來若干の國に於いて一日八時間一週四十八時間制が次第に給料被傭者——その職業の如何を問はず——の通常の労働時間となり斯くて此の基準を定めない新立法は例外的であるといふ迄に發達して來た。

斯くして現在では國際労働機關の締盟國五十五箇國中大多數は一切の給料被傭者又は少くとも店員の労働時間を制限する法律を有つてゐる。尤も或る國例へば不列顛の或る部分(南阿、濠洲及加奈陀)亞爾然丁及び瑞西では法律は全領土には適用されざると同時に他の國では例へば亞爾然丁の聯邦法の如く婦人乃至兒童及び年少者にのみ適用し又は丁抹及英吉利の如く年少者のみに適用してゐる。

締盟國中いかなる種類の給料被傭者に付ても未だ労働時間を規律してゐないものは左の通りである。

歐羅巴——「アルバニア」、「エストニア」、洪牙利、諾威及び瑞典

亞米利加——「ブラジル」、「コロンビア」、玖馬、「ホンヂュラス」、「ニカラグア」、「パラグアイ」、「ハイチ」

及び「サン、ドミンゴ」共和國

亞細亞——支那、日本、印度、「ペルシア」及び暹羅

阿弗利加——「アビシニア」及び「リベリア」

第二款 團體協約に依る規制

立法に依る規制は上述の如くであつて少くとも或る最低限度の保護を確保してゐる。併しそれは労働時間を一定の最長限度に制限してゐると同時に一層有利な制度が採用されることを妨ぐるものではない。現在の慣行を研究して見ると此の方面に開かれてゐる機會がなほざりにされてゐなかつたことが分る。労働時間を一週間に四十八時間以内又屢々單に四十五時間、四十二時間、三十八時間又は三十五時間とさへすることは筋肉労働者の場合よりも給料被傭者(特に事務所使用人)の場合に一層一般的慣習となつた。尙ほ半休日制度は屢々保證され、或は土曜日の午後には或はその他の時に與へられてゐる。かくして慣行として遵守されてゐる條件は屢々關係當事者間の團體協約に依つて確保されてゐる。此の労働條件の規律方法は労働者に比較的に有利な條件を與へてゐるが、それは被傭者團體が極めて發達してゐる國では法律自體よりも一層有效且重要となり従つて或る國では現行法制を變更し改善する爲の提案が爲されてゐる程である。

團體協約は若干の歐洲諸國例へば奧地利、獨逸、英吉利、伊太利及び「スカンデナヴィア」諸國に於ては勞働條件の規律の極めて重要な本源である。それは「ソヴィエット、ロシア」に於ては一九二二年の勞働法典で規定されてゐて勞働組合の慣行の一部として認められてゐる。併し佛蘭西、西班牙及び瑞西の如き國々では此の方法はそれほどには廣く行はれてゐない。

第二節 現行法令の一般的性質

既に述べた通り給料被傭者の勞働時間を制限する現行法令は極めて澤山ある。併し乍ら、此の法令の主たる特色に於ては著しく相違があつて、是れらの相違は色々の政治的、經濟的又は社會的要素に基因してゐるが、問題の法制の大抵のものに共通である原則の適用上重要な意義を有つてゐる。従つて先づ是等の相違を考察することが望ましいであらう。

第一款 二種の現行法令

現行法令は之を二種に分類することが出来る。筋肉勞働者及び給料被傭者に等しく適用し即ち當該企業的全従業員に適用する法令と或る種の勞働にのみ適用する給料被傭者に關する特別法令是れである。現行法令の範圍及び勞働時間の通常的最長限度に於ける相違の如き問題を考察するときには此の

大別を記憶しておくことが有用である。

第一目、筋肉勞働者及び給料被傭者に等しく適用する法令

極めて多數の國では單一の立法を以て工業及び商業に於ける筋肉勞働者及び給料被傭者、時には有給勞働に従事する一切の者の勞働時間を規律してゐる。斯る國は二十二あるが即ち左の如くである。

歐羅巴

奧地利、白耳義、勃牙利、「チエッコスロヴァキア」、佛蘭西、伊太利、「ラトヴィア」、「リシアニア」、和蘭、波蘭、葡萄牙、「セルブ、クロアート、スロヴェーヌ」、西班牙、瑞西（「バーゼル」市及び「グラルース」）、「ソヴィエット、ロシア」

南亞米利加

亞爾然丁（「コルドバ」、「メンドサ」、「サルタ」、「サン、ファン」、「サン、ルイス」、「サンタ、フェ」、「ツクーマン」）、「コスタ、リカ」、「エクアドル」、「グアテマラ」、巴奈馬、「ウルグアイ」、「ヴェネズエラ」

右に依つて明かなるが如く是等の國の大多數は商業上極めて重要な國である。既に述べた如く是等の一切の國に於ては單一の立法を以て筋肉勞働者及び給料被傭者の双方に對する勞働時間の制限の原則を規定してゐるが、これは同一の制度が兩種の勞働者に適用されることを意味して居らない。勿論多くの場合に於てはその双方の事情が實際上同一であつて同一の原則が等しくこれに適用されるも或る



國例へば葡萄牙及瑞西の「バーゼル」市の如きに於ては兩種の勞働者に適用する立法の一般的部分は給料被傭者にのみ適用する特別の部分に依つて補充されてゐる。

他の國に於ては商業的企業の従業員又は一般給料被傭者に適用する規定は關係ある立法の別の章に規定されてゐる。例へば一九二二年七月二十一日の一切の企業に適用する和蘭法の如き然うである。此の法律は數部に分れ一部には「一般工場又は作業場に於ける勞働」を取扱ひ又他の部は夫れ／＼麵麴屋、店舗、事務所、藥種店、「カフェー」及び旅館、療養施設に於ける勞働を取扱ふと同時に別の部分は右に掲げざる場所に於て行はるゝ勞働を取扱つてゐる。是等の部分中例へば店舗、藥種店、「カフェー」及び旅館に關する部分の如きは、未だ實施されてゐない。是等の企業に關しては法律は行政規則を發布すべきことを規定してゐる。療養施設に關する規則は既に發布され又店舗に關する規則案は作成された。佛蘭西に於ては關係法律は單に原則及び若干の一般的規則を規定してゐるが、併し適用を受くる施設物の特殊要件に適應せる行政規則が發布される迄は特種の施設物に對し實施されない。されば右の場合に於ては一般原則に關する限り單一の立法が存在するも發布さるべき實際の規則は數多ある。又たとひ筋肉勞働者及び給料被傭者の間に區別を設くことなく同一の根本的原則を基礎としてゐても單に一定の範圍内に於てのみ適用される他の法律が存する。

是等の法律の或るものは工業的及び商業的施設物の或る特種のものに使用せらるゝ一切の勞働者――

筋肉及び非筋肉――に適用する。次ぎの諸國に於ける場合は然うである。

工場、店舗及事務所

加奈陀「アルバータ」

事務所及店舗

新 西 蘭

工場及店舗

濠洲(西濠洲、「ヴィクトリア」、「クーンスランド」)

店 舗

希臘、「ジブラルター」、「ケニア」、「グレナダ」(或る種類のもの)、「ジャマイカ」(或る種類のもの)、

南西阿弗利加、南阿聯邦(希望峰、「ナタル」、「オレンヂ」自由國、「トランスヴァール」)

又右の法律の他のものは單に一切の施設物又は或る種の施設物に於ける婦人又は一定年齢以下の者のみに適用する。之れは次ぎの諸國に於ける場合である。

婦人及兒童

一般的に

亞爾然丁(聯邦法)

「ペルー」

工場及店舗

加奈陀「オンタリオ」

店舗

濠洲「タスマニア」

加奈陀「マニトバ」

年少者

各種の施設物

丁 抹

店舗

英吉利、愛蘭自由國、加奈陀（英領「コロンビア」及「ノヴァ、スコチア」）、濠洲（南濠洲及「ニュー、サウス、ウェールズ」）

第二目、給料被傭者のみに對する特別法令

法令の適用範圍を職業 (occupations) なる語を以て限定してゐる諸國中三國——獨逸、「ルクセンブルグ」及智利——に於ては給料被傭者一般に對し労働時間を定めてゐる。従つて斯る國に於ては工業に

於ける給料被傭者は、労働時間の制限に關する限り、他の種類の被傭者と同一の地歩の上におかれてゐる。他方、「ボリヴィア」、智利、芬蘭及び「サルヴァドル」に於ては法律は單に商業的營造物に於ける被傭者のみに適用する。

第二款 現行法令の構成

斯くして歐羅巴及「ラテン」系亞米利加の大多數の國は一般に筋肉労働者及び給料被傭者に等しく適用する法令に依つて工業的及び商業的施設物に於ける労働時間を制限してゐると同時に英吉利の領土及植民地に於ては原則として法律は單に店舗にのみ適用し専ら給料被傭者に適用する立法は殆どない。

多くの場合に於て主たる法律又は規則は佛蘭西、白耳義及び若干の聯邦國（獨逸又は墺地利の如き）の如く全國に適用してゐる。併し他の聯邦諸國に於ては個々の國が其の領土に對し立法する權限を留保してゐる。これは亞爾然丁、諸々の英吉利領土——特に南阿、濠洲及び加奈陀——及び瑞西の如きに於て然うである。是等の諸國の各々に付て労働時間を取扱ふ個々の國を示せば左の如くである。

亞爾然丁

「コルドバ」、「メンドサ」、「サルタ」、「サンタ、フェ」、「サン、ファン」、「サン、ルイス」、「ツークーマン」

英吉利

大不列顛、「ジブラルター」、「ケニア」、「グレナダ」、南西阿弗利加、濠洲（西濠洲、南濠洲、（クォーン
スランド）、「ニュー、サウス、ウェールズ」、「ヴィクトリア」、「タスマニア」、加奈陀（「アルバート」、英
領「コロンビア」、「マニトバ」、「ノヴァ、スコチア」、「オンタリオ」）

南阿

希望峰、「オレンヂ」自由國、「ナタル」、「トランスヴァール」

瑞西

「バーゼル」市、「グラルス」

最も一般的には所謂労働時間の規律は特別立法に依つて行はれてゐるが、併し若干の國に於ては此の問題に關する法規は閉店に關する立法又は婦人、年少者及び兒童の労働を規律する立法中に見出される。

労働時間は聯邦國たると非聯邦國たるとを問はず概して云へば所謂法律を以て制限されてゐる。即ち規律の方法は立法機關を通過した法律を以て規定されてゐる。併し一二の國に於ては行政機關が本問題を取扱つて居り右機關が制定する規定は法たる效力を有つてゐる。右は特に西班牙及び葡萄牙に於ける場合である。形式の點に於ては是等の規定は勅令、命令又は法令（伊太利に於ては一九二三年三

月十五日の法令は議會の權限を以て一九二五年四月十七日に法律に變更された）であり得る。

獨逸に於ては、筋肉労働者及び給料被傭者に對する労働時間を規律する命令は所謂法律に依つて確認された。一九一八年十一月二十三日に發布された最初の命令は専ら工業労働者に適用された。その後一九一九年三月十八日の第二の命令は一般給料被傭者に對する労働時間を取扱つてゐる。是等の二個の命令は單に「産業的復員」の期間中有効であるとされたが、二度延長されその後一九二七年四月十四日の法律を以て改正された一九二三年十二月二十一日の命令に依つて補充された。

労働時間の制限の原則を適用する方法は各種の規律制度に依り著しく異つてゐる。大多數の國に於ては、實際上規則の全體は、特に店舗法令の場合に於て、單一の立法中に含まれてゐて、右の立法中には或る場合には、施行細則を含み且つ管理に關する方法を規定してゐる。又他の諸國例へば亞爾然丁の「サンタ、フェ」、「ツークーマン」、「コルドバ」、「メンドサ」、及び「サルタ」の諸州、「ウルグアイ」、「ボリヴィア」、「サルヴァドル」、「バーゼル」市及び勃牙利の如きに於ては労働時間の制限は一般的に關係法律中に取扱はれて居り施行細則は單一の行政規則を以て規定されてゐる。他方、智利に於ては二個の行政規則が存し又伊太利に於ては四個の行政規則が存してゐる。

他の國——例へば佛蘭西——に於ては法律それ自體は單に原則を定め且つ極めて一般的制限を設けてゐて各種の施設物に適用すべき規則はその特別の要求を考慮して作成すべきものとしてゐる。

法律それ自體は法を實施する爲に發する規則には特定の工業、商業、職業的集團又は或る種の商業的雇傭に付國全體又は特定の地方に對し取扱ふべきものと規定してゐる。法律の關係規定は次ぎの如くである。

第七條 行政規則ハ一定ノ工業、商業又ハ職業ニ付佛蘭西全體又ハ特定ノ地方ニ對シ前條ヲ適用スヘキ時間ノ制限及條件ヲ定ムヘシ

右ノ規則ハ職權ヲ以テ又ハ關係アル使用者及勞働者ノ全國的又ハ地方的團體ノ一又ハ二以上ノ要求ニ基キ作成スヘシ何レノ場合ニ於テモ關係アル使用者又ハ勞働者團體ニ諮問スルコトヲ要シ且右團體ハ一月以内ニ其ノ意見ヲ與フルコトヲ要ス右規則ノ改正ハ同一ノ方法ヲ以テ之ヲ行フヘシ

右ノ規則ハ關係アル使用者及勞働者ノ全國的又ハ地方的團體ノ間ニ團體協約存スル場合ニハ右ノ團體協約ヲ考慮スルコトヲ要ス右ノ規則ハ之ニ規定セラルル時間制限及條件カ本問題ニ關スル國際條約ノ規定ニ反スル場合ニハ之ヲ改正スルコトヲ要ス

第八條 前條ニ規定スル行政規則ハ特ニ左ノ事項ヲ定ムヘシ

- (一) 土曜日ノ午後ニ於ケル休憩又ハ之ニ相等スル休憩ヲ許ス様四十八時間ノ一週中ニ於ケル勞働時間ノ配分
- (二) 當該週以外ノ期間ニ亙ル勞働時間ノ配分
- (三) 當該工業、商業及ハ職業ニ於テ現ニ實施セラルル勞働時間ヲ一又ハ二以上ノ段階ニ於テ第六條ニ規定セラルル制限(一日八時間、一週四十八時間又ハ一週以外ノ期間ニ亙リ計算セラルル之ニ相當スル制限)ニ一致セシムヘキ期間
- (四) 當該施設物ノ一般勞働ニ對シ定メラレタル制限以外ニ必然的ニ行フコトヲ要スル準備的若ハ補充的勞働又ハ勞働カ本質的ニ間歇的ナル或ル種ノ勞働者ニ對シ與フルコトヲ必要トスル恒久的免除
- (五) 當該企業サシテ特別ナル作業増加、國民的緊急ノ場合又ハ惹起セル若ハ急迫セル災害ニ適應セシムル爲許可スル必要アル一

時的免除

- (六) 勞働時間、休憩時間及有効ナル勞働時間ヲ監督スル爲ノ措置並ニ免除ノ附與及利用ニ關スル手續
- (七) 規則ヲ適用シ得ヘキ地方

上述せる兩極端の制度の中間は法律自體に於て主要な規定を設けると同時に補充的細則はその後權限ある機關に依つて發せらるゝ行政規則に委するところの一國の法令である。

之を例へば墺地利に於ては基本的規定は一九一九年十二月十七日の法律に於て規定されてゐて産業條例の適用を受ける施設物(特に商業的施設物)及び法律中に掲げられてゐるその他の種類に適用される。一九二〇年七月二十八日及び一九二〇年十一月九日附の二個の行政規則は就中或る種の商業的施設物例へば信用機關、銀行、旅館及び料理店、理髮業、並に娛樂場所の如きに對し法律の規定の或る種の免除を許してゐる。

西班牙に於ては一九一九年四月三日の勅令は一切の種類の勞働に對し一日八時間一週四十八時間制を確立した。社會政策協會(それは一九二四年に勞働評議會となつたが)は合同産業委員會と協議の上必要と認むる免除表を作成することを命ぜられた。一九二〇年一月十五日に二個の命令が發せられたがその一つは上記の勅令の實施に關する一般規定を含み他は旅館、病院及精神病院に於ける或る種の勞働者、理髮業、「カフェー」及び料理店に於ける給仕並に一般商業使用人に付いて許可さるゝ免除を掲げ

てゐる。

白耳義に於ては一九二一年六月十四日の一般法律を以て工業的企業及び商業的施設物の事務所に於ける一切の労働者に付いて労働時間を定め且つその後発すべき勅令を以てその規定を全體として又は或る變更を加へて小賣店、旅館、料理店及び居酒屋並に商業的企業に於ける筋肉労働者及び給料被傭者(事務所使用人以外の)に適用することに依つてその範圍を擴張することを得べきことを規定してゐる。實際上旅行案内業、銀行、仲買店及び保險會社の事務所、旅館、料理店及居酒屋、小賣店、肉屋、菓子屋、馬及自動車賃貸業、運輸に關する其の他の労働並に建築材料販賣業に關し命令が發せられた。

波蘭の商業的施設物に於ける労働時間に關する一九二三年六月二十三日の命令は工業及商業に於ける労働時間に關する一九一九年十二月十八日の法律の實施規定を設けた(法律それ自體は單に一般的規定を含んでゐるに過ぎない)。

「ユーゴ、スラヴィア」に於ては一般労働者の保護に關する一九二二年二月二十八日の法律の規定は一九二四年九月二十五日に發せられた命令に依つて商業的施設物に於ける労働時間に關し一層精細に定められた。併し乍ら、此の命令の實施は一九二五年一月十六日附の他の命令に依つて延期された。「ソヴィエト、ロシア」に於ては一九二二年の労働法典は事務所に於て使用され又は智的労働に従事す

る者に付ては、その労働が直接に生産に關係ある者の外は、一日の労働時間は六時間を超ゆることを得ないと規定してゐる。斯くして法典は各種の施設物の間に區別を設けてゐる。八時間制が實施されてゐる施設物に於ては規則は筋肉労働者及び給料被傭者に共通である。その後の立法は同一の施設物(郵便、電信及電話事務、公衆衛生施設、官公署)に於ける各種の労働の間に區別を設けた。同國に於ては労働法典は一般的規定を設け且つその後に發布された労働委員會命令を以て各集團の給料被傭者に關し施行規則を設けてゐる。

第二節 關係ある給料被傭者の數

本調査を完全にし且つ給料被傭者の労働時間を國際的に規律することが社會的に極めて重要なことの觀念を與へんが爲めには關係ある被傭者の數を示すことが必要である。併し乍ら多くの國の統計は或は全然缺けて居り或は不完全であるので精確な數字を示すことは極めて困難である。尤も若干の數字は利用することが出來て或る國に於ける給料被傭者の概數を示す助けとなるものがある。これらの數字は一部分は人口調査統計より又一部分は私的被傭者組合の組合員總數より作つたものである。人口調査中に筋肉労働者及び給料被傭者の二種類を區別して被傭者の數を示す完全な數字を公にしてゐる國は極めて僅かである。區別を設けてゐる處でも、數字は少しも比較することが出來ない。一例

を挙げれば獨逸の一九二五年の調査は給料被傭者として分類した理髮師の数は一、二八四であり筋肉労働者として分類された数は五九、九三二であるのに佛蘭西の一九二一年の調査に於て示されてゐる數字は夫れく二〇、二五九及び三七八である。

多くの國に於ては、統計は二種の集團の間に區別を設けてゐない。濠洲、奧地利、加奈陀、伊太利、西班牙、北米合衆國、英蘭、「ウェールズ」及「スコットランド」の如き皆然うである。芬蘭に於ては給料被傭者及び使用者は同一の集團として分類され筋肉労働者に付てのみ別の數字を擧げてゐる。事實上給料被傭者の實數は次ぎの諸國に付てのみ示すことが出来る。即ち白耳義、「チエッコスロヴァキア」、丁抹、佛蘭西、獨逸、「ルクセンブルグ」、諾威、瑞典、瑞西及び「ソヴィエット、ロシア」是れである。それにしても、是等の諸國の或るものは若干の職業を給料被傭者の統計より除外してゐる。白耳義及び丁抹に於ては自由職業を除外し、瑞典に於ては調査は農業、商業、銀行業及び運輸業に限られてゐる。英吉利に付ては、特に大多數の給料被傭者が従事してゐる或る職業例へば事務員、店員其の他に關する數字を示すことが出来るのみである。事務員、製圖家及び「タイピスト」（國家及び市町村に使用さるゝ事務員を含まず）の數は、一九二一年に、商業に使用さるゝ二五六、〇〇〇、銀行に於ける六七、〇〇〇、保險施設に於ける五六、〇〇〇、旅館其の他に於ける一二、〇〇〇を含めて一、一二五、〇〇〇であつた。店員の數は七六三、〇〇〇であつた。

第一表 給料被傭者ノ數

國名	調査ノ日附	全被傭者數	商業	銀行	保險	旅館 居酒屋 其ノ他	郵便、電 信、電話 事務	劇場、 音樂堂	病院、 療養院	藥種屋	麵粉屋 及菓子屋	肉屋
白耳義	一九二〇年 十二月 三十一日	一八、一六三 (註一)	三、三九	三、九九	六、九六	三、三三	三、九〇	(註一)	(註一)	(註一)	六、九	一、三
「チエッコス ロヴァキア」	一九二一年 二月十五日	四二、八〇六	二五、〇三	三、五四	八、六二	八、六六	一九、五五	四、二八	(註三)	(註三)	二、四	六、二
丁抹	一九二一年 二月一日	一五、九六 (註一)	四、三三	一〇、一三	四、三三	一六、八八	—	—	—	一、二五	—	—
佛蘭西	一九二一年 三月六日	三、九八、五〇	五九、五七	一三、三三	九、二二	九、八九	八、二四	九、四三	五、八八	二、九三	三、六三	七、九九
獨逸	一九二五年 六月十六日	五、七四、三三	一、三九、五七	一九、一〇	九、九〇	六、三六	二六、五九	四、二九	二、三九	一〇、九〇	二、〇三	一、一六
「ルクセン ブルグ」	一九〇七年 六月十二日	三、三九	四、四	二、五	六	三	一、二	—	—	—	—	—
諾威	一九二〇年 十二月一日	一四、三三	三、九三	—	—	—	七、九八	—	—	—	—	—
瑞典	一九二〇年 三月十一日	一六、一四 (註一)	八、三六	—	—	—	—	—	—	—	—	—
瑞西	一九二〇年 十二月一日	三、五、七六	四、二六	一四、〇五	四、四四	二、七九	二、三四	一、八三	—	八、七	二、七五	一、五〇
「ソヴィエッ ト、ロシア」	一九二六年 十月二十七日	三、九八、八六	六、三三	—	—	三、二〇 (註四)	一、四四〇	八、五〇	四、八、〇〇	—	—	—

(註一) 調査ハ自由職業ノ細分ヲ示サス
(註二) 農業、工業、商業、銀行及運輸業ニ於ケルモノ
(註三) 一切ノ公衆衛生事務
(註四) 此等ノ數字及以下ノ數字ハ一九二七年一月一日ノ労働組合統計ニ據ル

[illegible]

「給料被傭者」なる用語の範圍中に含まるゝ主なる種類の労働者が組織されてゐる程度は比較的重要なる國際的團體に加盟してゐる組合員に依つて分る。斯くして商業的、事務的及技術的被傭者國際聯合 (International Federation of Commercial, Clerical and technical Employees) (それは「アムステルダム」労働組合聯合に加盟してゐる) は約七〇〇、〇〇〇人の組合員を有し、基督教被傭者組合國際聯合 (International Federation of Christian Employees' Trade Unions) は五〇〇、〇〇〇人、中立被傭者團體國際聯合 (International Federation of Neutral Employers' Organisations) は三五〇、〇〇〇人、郵便、電信及電話從業員國際事務局 (International Secretariat of Postal, Telegraphic and Telephonic Workers) は四七五、〇〇〇人を擁してゐる。是等の數字は「ソヴィエト、ロシア」に於ける團體を含まない。尙ほ是等の數字は